

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更（五件）……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課）…二
- 土地区画整理組合の定款の変更認可………二
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可………三
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
- 河川整備計画の公表………（建設局河川部計画課）…三
- 正誤
- 令和六年六月四日付東京都公告………三

告示

- 東京都告示第千三十四号
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
- 令和六年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種中高層
住居専用地域

削除する部分
港区高輪三丁目地内

第二種住居地
削除する部分

港区高輪三丁目地内

近隣商業地域
追加する部分

港区高輪三丁目地内

商業地域
追加する部分

港区高輪三丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び港区役所

●東京都告示第千三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

幹線街路補助
線街路第七十
六号線

削除する部分
新宿区西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、中野区松が丘

二丁目、江古田二丁目、江古田四丁目及び沼袋二丁目各地内
変更する部分

文京区音羽一丁目、関口二丁目、関口三丁目、目白台一丁目、目白台二丁目、目白台三丁目、豊島区高田一丁目、高田二丁目、雑司が谷二丁目、雑司が谷三丁目、目白一丁目、目白二丁目、目白三丁目、目白五丁目、新宿区下落合三丁目、下落合四丁目、中落合二丁目、中落合三丁目、豊島区南長崎一丁目、南長崎二丁目、南長崎三丁目、南長崎四丁目、新宿区西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、中野区江古田一丁目、江古田二丁目、江古田四丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、沼袋二丁目、沼袋四丁目、丸山一丁目、丸山二丁目、野方四丁目、野方六丁目、鷺宮一丁目、鷺宮二丁目、鷺宮三丁目、鷺宮四丁目、鷺宮五丁目、鷺宮六丁目、練馬区中村南二丁目、中村南三丁目、中野区上鷺宮一丁目、上鷺宮二丁目、上鷺宮五丁目、杉並区井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、練馬区下石神井二丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、石神井台四丁目、石神井台七丁目、関町北四丁目及び関町北五丁目各地内

●東京都告示第千三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道路

幹線街路補助
線街路第七十
九号線
削除する部分

文京区小石川一丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、白山二丁目、白山三丁目、千石二丁目、千石三丁目、大塚四丁目及び豊島区南大塚一丁目各地内
変更する部分

二 関係図書の縦覧
場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により西東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、

同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域
西東京都市計画道路

三・五・四号
新青梅街道線
削除する部分
西東京市田無町七丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第千三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
都市計画を定める土地の区域
多摩都市計画道路

三・三・十号
稲城多摩線
削除する部分

稲城市大字大丸字八号、字十号及び多摩市大字連光寺字瓦ヶ谷各地内
変更する部分

稲城市大字矢野口字塚戸、字下中島、字宿、字中島、大字東長沼字

三号、字四号、大字大丸字一号、字二号、字四号、字五号、字八号、字九号、字十号、字十一号、字十二号、字十三号、字十四号、字十五号、字十八号、多摩市大字連光寺字大水上、字瓦ヶ谷、字向ヶ丘、字向ノ岡、連光寺一丁目、連光寺三丁目、連光寺四丁目、関戸一丁目、関戸二丁目、関戸三丁目、関戸四丁目、一ノ宮一丁目、一ノ宮二丁目、一ノ宮三丁目、一ノ宮四丁目、日野市百草、落川、多摩市大字和田字一号、字二号、字三号、字四号、字十号、字十一号、字十二号、字十七号、字二十号、字二十一号及び大字東寺方字五号各地内

二 関係図書の縦覧
場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第千三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき南山東部土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称
南山東部土地区画整理組合
事業施行期間

平成十八年四月十二日から令和十一年三月三十一日まで
三 施行地区

稲城市大字東長沼字九号並びに字七号、字八号、字十号、同市大字百村字十四号、字十五号、同市大字矢野口字上綱、字奥畑、字牛喰、字根方、字坂上、字西山、字大久保及び字谷戸の各一部 四 事務所の所在地 稲城市大字百村字十五号千四百六十二番一 五 設立認可の年月日 平成十八年四月十二日 六 変更認可の年月日 令和六年十月十日 ●東京都告示第千四十号 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき月島三丁目北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。 令和六年十月十日 東京都知事 小 池 百合子 一 組合の名称 月島三丁目北地区市街地再開発組合 二 事業施行期間 令和二年八月七日から令和九年六月三十日まで 三 施行地区 中央区月島三丁目地内 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 中央区月島一丁目三番二号 佃権月島ビル七階 令和二年八月七日		五 事業計画の変更の認可の年月日 令和六年十月十日 公 告 河川整備計画の公表について 河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。 令和六年十月十日 東京都知事 小 池 百合子 一 河川整備計画及び対象とする河川の名称 渋谷川・古川河川整備計画 二 河川整備計画及び古川 二 河川整備計画を変更した日 令和六年九月二十四日 三 河川整備計画の公表の方法 関係図書は、東京都建設局河川部、東京都第一建設事務所、東京都第二建設事務所及び東京都第三建設事務所に備え置いて縦覧に供する。		正 誤 ○令和六年六月四日付東京都公告 ページ 一段 一行 一 誤 一 正 五 上 一 目白四丁目、目 目白五丁目 白五丁目	

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051